

食安輸発0419第1号
平成25年4月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ねぎ(わけぎを含む。)のファモキサドン)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年4月11日付け食安輸発0411第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産ねぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、ファモキサドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

なお、登録検査機関の自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年4月19日	中国	ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ファモキサドン)	ZHANGZHOU DANDONG AGRICULTURE DEVELOPMENT CO., LTD.